

## 軽井沢町環境基本計画見直し検討部会設置要綱

### (設置)

第1条 軽井沢町自然保護審議会条例（昭和48年軽井沢町条例第24号）第8条の規定に基づき、軽井沢町自然保護審議会（以下「審議会」という。）に軽井沢町環境基本計画見直し検討部会（以下「部会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 部会は、軽井沢町環境基本計画の見直しについて調査審議する。

### (組織)

第3条 部会は、10人以内で組織する。

### (会議)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

2 部会長は、会議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。